

山陽小野田市デジタルデバイド対策業務委託仕様書

1 委託契約の概要

- (1) 件 名 山陽小野田市デジタルデバイド対策業務
- (2) 内 容 デジタル活用に不安のある高齢者等を対象にした、インターネットの使い方、LINE、SNSの使い方等を教える講座（以下「スマホ教室」という。）の開催
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで

2 委託業務の概要

(1) 「スマホ教室」の概要

次の地域交流センターにおいて、会場ごとに全5回の対面形式の「スマホ教室」を開催すること。なお、各会場が毎回、同じ曜日かつ時間に開催できるように、山陽小野田市と協議の上、日程を決定すること。

ア 地域交流センター（9か所）

| 名称 | 位置 |
|-------------|---------------------|
| 有帆地域交流センター | 山陽小野田市新有帆町1番1号 |
| 高千帆地域交流センター | 山陽小野田市日の出三丁目11番11号 |
| 高泊地域交流センター | 山陽小野田市大字西高泊2274番地1 |
| 小野田地域交流センター | 山陽小野田市栄町9番25号 |
| 須恵地域交流センター | 山陽小野田市中央四丁目4番1号 |
| 厚狭地域交流センター | 山陽小野田市大字鴨庄94番地 |
| 埴生地域交流センター | 山陽小野田市大字埴生275番地 |
| 厚陽地域交流センター | 山陽小野田市大字郡3226番地11 |
| 出合地域交流センター | 山陽小野田市大字山野井11601番地2 |

イ 開催時期 令和6年1月上旬から令和6年3月中旬の間
(祝日及び年末年始を除く平日で、9時から17時の間)

ウ 受講者数 各会場20名程度

エ 時 間 1回あたり60分程度

オ 対 象 者 デジタル機器の使用に不安のある高齢者等を想定

(2) 「スマホ教室」の講座内容

高齢者等が、スマートフォンを活用して一般的なサービスが活用できるま

で、全5回の講座の中で段階的にステップアップできる内容とすること。具体的には、初級編、中級編、自由相談を設けることで、受講者が実際にスマートフォンを操作しつつ、実用的な知識とスキルを学ぶことができること。

(例) 【初級編】

- ・スマートフォンの基本操作（電話のかけ方、カメラの使い方など）
- ・インターネットの利用方法（検索、ブラウジングなど）
- ・SNS／コミュニケーションアプリ（LINE）の利用方法

【中級編】

- ・日常生活で役立つアプリ（健康管理、電子決済等）の利用方法

【自由相談】

- ・個別相談会

※対象者の利用実態に沿った、より効果的な内容を提案すること。なお、特定のOSまたは特定の機種に限定されない汎用的な内容になっていること。また、自社の営業活動を行うことがないように留意すること。

(3) 委託内容

ア 「スマホ教室」の運営

イ 講師及びアシスタントの派遣

ウ 教材の作成・配布

エ スマートフォンを所持していない受講者に対する、高齢者が使いやすいスマートフォンの受講時の貸出

オ 受講者募集用のチラシの原稿データ作成（受講者の募集は本市が実施。）

カ 全受講者へのアンケート実施（電子申請サービスを使ったアンケートフォームを本市が提供予定。）

キ アンケート集計結果や講座の内容、受講人数、講座の様子を写した写真等をまとめた報告書の全講座終了後の提出（写真撮影に当たっては、該当する受講者の了承を得るなど、プライバシーに配慮すること。）

ク 受講者より、受講日から1か月以内に寄せられる受講内容に関する疑問や不明点、受講後の実践において遭遇する問題等の問い合わせについて、受講者にとって分かり易い相談ができる方法を提供すること。なお、

それら問い合わせの対応については現地での提供を原則とすること。

(長時間にわたる相談、または、受講日から1か月を経過している場合は除く。)

(4) 独自提案

上記以外にも受講者のデジタル機器への不安解消に資する効果的な手法があれば提案すること。

(5) 業務体制等

ア 本業務を実施するにあたり講師及び少なくとも3名のアシスタントを確保すること。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においても同様の体制を確保すること。

イ 講師及びアシスタントは、スマートフォン及びデジタル機器に関する知識が豊富で、講座の実施に適した者を従事させること。

ウ 実施に当たっては、適時、本市と連絡をとり、調整を図ること。

4 業務実施に要する経費

開催にあたってのすべての費用を業務委託料の中に含めるものとし、受講者からいかなる名目であっても料金は徴収しないこと。なお、地域交流センターの利用に必要な会場費、空調等利用料、受講者の募集に要する費用については、本市の負担とする。

5 委託業務要件及び留意事項

(1) 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密(以下「秘密情報」という。)を第三者に漏らし、又は、不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。

(2) 再委託

ア 本業務の委託契約部分に係る業務の全部又は一部の処理を第三者に委託する場合、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得る必要がある。

イ 受託者は、再委託先の行為については、全責任を負うこと。

(3) 権利の帰属

ア 本業務を通じて作成された資料の著作権については、本市に帰属するものとする。

イ 業務で使用する講義内容、教材等に、受託者が従前から保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、権利は受託者に保留されるが、本市は、業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

ウ 受託者は本市に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

エ 業務の成果品等に、受託者以外の第三者の保有する知的財産権が含まれる場合は、上記の定めによらないものとする。なお、第三者からの成果品に関し権利侵害に関する訴えが提起された場合は、受託者の責において解決するものとする。

(4) 本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受託者は本市と協議を行うこと。

(5) 業務実施にあつては、関係法令及び委託業務契約書における要件等を遵守すること。

6 損害賠償

(1) 受託者は、その責めに帰すべき理由により、業務の処理に関して本市に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。なお、賠償すべき損害額は、別途協議の上定めるものとする。

(2) 受託者が委託業務の実施に関し、第三者に損害を与えたときは、受託者の負担においてその賠償をするものとする。ただし、その損害の発生が本市の責めに帰すべき理由による場合は、本市が負担する。

7 その他

(1) 受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等がわかる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了又は中止し、若しくは廃止した日に属する年度の終了後5年間は、これを適切に保管しなければならない。

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した講座とすること。

(3) 天災その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により「スマホ教室」が開催できない状況になった場合は、本市と受託者の協議により、その後の対応を決定するものとする。